

## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県秋田市寺内蛭根三丁目24番3号

氏名 ユナイテッド計画株式会社  
代表取締役 平野 久貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂 積



許可の年月日 令和3年3月9日

許可の有効年月日 令和8年1月20日

1. 事業の範囲  
(1) 事業の区分

記号	処分方法	記号	処分方法
A	中間処理（焼却）	C	中間処理（油水分離）
B	中間処理（シアン化合物の分解）	D	中間処理（中和）

(2) 処分の方法ごとに区分した取り扱う特別管理産業廃棄物の種類  
(裏面別表1のとおり)2. 事業の用に供するすべての施設  
(裏面別表2のとおり)

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

更新許可年月日：平成28年1月21日

更新許可年月日：令和3年3月9日

許可証書換年月日：令和3年6月1日 本店所在地の変更による許可証書換え

## 5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

複製無効

(別表 1)

番号	特別管理産業廃棄物区分	取扱	注釈								
1	令第1号	A, C	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)								
2	令第2号	A, D	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)								
3	令第3号	A, D	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)								
4	令第4号	感染性廃棄物									
		枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09
		種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の断端、破砕又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	政令第2条第13号廃棄物
取扱	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
5	令第5号イ	×	(廃PCB等)								
	令第5号ロ	×	(廃PCB汚染物)								
	令第5号ハ	×	(廃PCB処理物)								
	令第5号ニ	×	(廃水銀等)								
	令第5号ト	×	(廃石綿等)								
	令第5号ホ、ヘ及びチからル	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
	種	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定下水汚泥	
	01	アルキル水銀化合物	●	A	●	A	A	A	A	A	
		水銀又はその化合物	●	A	●	A	A	A	A	A	
	02	カドミウム又はその化合物	A	A	●	A	A	A	A	A	
	03	鉛又はその化合物	A	A	●	A	A	A	A	A	
	04	有機燐化合物	●	A	●	A	A	●	●	A	
	05	六価クロム化合物	A	A	●	A	A	A	A	A	
	06	砒素又はその化合物	A	A	●	A	A	A	A	A	
	07	シアン化合物	●	A, B	●	A, B	A, B	●	●	A	
	08	PCB	●	×	●	×	×	●	●	×	
	09	トリクロロエチレン	●	A	A	A	A	●	●	A	
	10	テトラクロロエチレン	●	A	A	A	A	●	●	A	
	11	ジクロロメタン	●	A	A	A	A	●	●	A	
	12	四塩化炭素	●	A	A	A	A	●	●	A	
	13	1,2-ジクロロエタン	●	A	A	A	A	●	●	A	
	14	1,1-ジクロロエチレン	●	A	A	A	A	●	●	A	
	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	●	A	A	A	A	●	●	A	
	16	1,1,1-トリクロロエタン	●	A	A	A	A	●	●	A	
	17	1,1,2-トリクロロエタン	●	A	A	A	A	●	●	A	
18	1,3-ジクロロプロペン	●	A	A	A	A	●	●	A		
19	チウラム	●	A	●	A	A	●	●	A		
20	シマジン	●	A	●	A	A	●	●	A		
21	チオベンカルブ	●	A	●	A	A	●	●	A		
22	ベンゼン	●	A	A	A	A	●	●	A		
23	セレン又はその化合物	A	A	●	A	A	A	A	A		
24	1,4-ジオキサン	●	×	×	×	×	●	×	×		
25	ダイオキシン類	×	×	●	×	×	●	×	×		
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したもの								
7	令第7号	×	廃棄物焼却炉である特定施設において法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん又は燃え殻(DXN類の量が基準を超えるもの)及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの								
8	令第8号	×	廃棄物焼却炉である特定施設(排ガス洗浄施設を有するもの)において法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥(DXN類の量が基準を超えるもの)及び当該汚泥を処分するために処理したもの								
9	令第9号	×	ばいじん(集じん施設で集められたものであって、法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物に限る)								
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるものに限る。)であってダイオキシン類の量が基準を超えるもの								
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるものに限る。)であってダイオキシン類の量が基準を超えるもの								

〔備考〕 ・「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。  
 ・表中の「×」は取り扱うことができないものを示す。  
 ・表中のアルファベットは、処分方法を示す。例えば、「事業の範囲」の「事業の区分」において、「記号」に「A」、処分方法に「中間処理(中和)」とある場合、別表1の番号3(令第3号)の「取扱」欄に、「A」とあれば、これは『中間処理(中和)：廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)』を意味する。

(別表 2)

施設の種類	設置場所	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量等)	許可年月日 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
焼却施設	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	平成22年10月1日	(汚泥) 34.3t/日 1.43t/時 24時間/日 (廃油) 36.0t/日 1.50t/時 24時間/日 (廃プラスチック類) 74.0t/日 3.08t/時 24時間/日 (政令第7条第13号の2産業廃棄物) 95.0t/日 3.96t/時 24時間/日	平成21年12月18日	秋田市産施第49号	—
シアン化合物の分解施設	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	平成22年10月1日	(汚泥) 24.0t/日 1.0t/時 24時間/日 (廃アルカリ) 12.0t/日 0.5t/時 24時間/日 (廃酸) 2.88t/日 0.12t/時 24時間/日	平成21年12月18日	秋田市産施第49号	—
油水分離施設	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	平成22年10月1日	90m <sup>3</sup> /日 10m <sup>3</sup> /時 9時間/日	平成21年12月18日	秋田市産施第51号	—
中和施設	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	平成22年10月1日	41.28m <sup>3</sup> /日 5.16m <sup>3</sup> /時 8時間/日	許可対象外	—	—

複製無効



環境産発第 1411117 号

複製無効

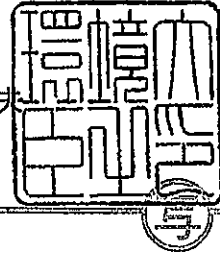
認定証

秋田県潟上市昭和豊川槻木字槻 13 番地の 1  
ユニテッド計画株式会社  
代表取締役 平野 久貴

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）  
第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定を受けた者であることを証する。

平成 26 年 11 月 11 日

環境大臣 望月 義夫



記

- 1. 認定の年月日 平成 26 年 11 月 11 日
- 2. 認定番号 平成 26 年第 8 号
- 3. 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

御中

本許可証写しは貴社用とし、ユニテッド計画が発行したものです。当社の管理番号の無いものは無効です。再複製はしないようお願いいたします。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「法施行令」という。）第 2 条の 4 第 5 号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等（次の(1)又は(2)に掲げるものに限る。）

(1) 電気機器又は OF ケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等 1 キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ 法施行令第 2 条の 4 第 5 号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物（次の(1)から(4)までに掲げるものに限る。）

(1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又

# 六

複製無効

は封入されたものが廃棄物となったもの

- (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
  - (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
  - (4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
- ハ 法施行令第2条の4第5号ハに掲げるポリ塩化ビフェニル処理物（次の(1)から(6)までに掲げるものに限る。）
- (1) イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの
  - (2) 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
  - (3) 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
  - (4) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
  - (5) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
  - (6) 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

#### 4. 無害化処理の方法

焼却（ロータリーキルン式焼却熔融炉方式）

#### 5. 無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設



6. 無害化処理の用に供する施設の設置の場所  
秋田県秋田市向浜一丁目1番42及び1番159
7. 無害化処理の用に供する施設の処理能力
- |  |           |
|--|-----------|
| (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等                            | 28.8 kl/日 |
| (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物及び処理物 (重量 250 kg 以下のものに限る) | 12.9 t/日  |
8. 収集又は運搬の有無  
 有 ・ 無
9. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ  
積替え又は保管は行わない。

以上